

水俣市告示第4号の2

水俣市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月20日

水俣市長 高岡利治

水俣市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が所有する施設に対する命名権を事業者に付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市施設について、その全部又は一部に愛称を命名する権利をいう。
- (2) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した民間事業者等をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 ネーミングライツパートナーからその対価として、金銭を徴収し、又は市の施設で利用可能な物品等若しくは役務の提供を受けることをいう。
- (4) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した名称をいう。

(ネーミングライツパートナーの資格)

第3条 ネーミングライツパートナーになることができる者は、法人格を有する者とする。ただし、以下の各号に掲げる業種又は事業者は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 水俣市から入札参加停止措置を受けているもの
- (3) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- (6) 公序良俗に反する事業を行う団体
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- (9) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (10) その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

2 前項ただし書に定めるもののほか、部等の長は、所管する施設ごとに、ネーミングライツパートナーとなることができない業種及び事業者を追加することができる。

(ネーミングライツ事業の基準)

第4条 ネーミングライツ事業は、施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないよう実施しなければならない。

2 ネーミングライツ事業により市が得た金銭又は物品等については、原則として、市の施設の運営及び維持管理に用いるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとする。

(ネーミングライツ事業の種類)

第5条 ネーミングライツ事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 公募型 市が施設を選定し、条件を付した上で、公募を行い、ネーミングライツパートナーの募集を行う方式

(2) 提案型 ネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者からの提案により施設を選定する方式

(ネーミングライツを導入する対象施設)

第6条 ネーミングライツを導入する対象施設は、本市が所有するスポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、道路等、不特定多数の市民等が使用する公共施設等（及びそれらの一部）とする。ただし、次に掲げる場合は、対象外とする。

(1) 施設の名称設定に特段の経緯があるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が愛称を付すのが適当でないと認めるもの

(ネーミングライツの付与期間)

第7条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上とし、施設の特性、管理、運営形態等に応じ、市長と応募者が協議して決定する。

(愛称の表記)

第8条 ネーミングライツ事業により表示しようとする愛称は、公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称とすることができない。

(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(6) その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(愛称変更の禁止)

第9条 ネーミングライツ事業の契約期間内における愛称の変更は、市長が特に必要と認める場合を除き、行えないものとする。

(費用負担)

第10条 ネーミングライツ事業の実施に係る市とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(ネーミングライツパートナーの募集)

第11条 ネーミングライツパートナーの募集は、市の広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(ネーミングライツパートナーの申請)

第12条 ネーミングライツパートナーとなることを希望する者(以下「応募者」という。)は、水俣市ネーミングライツ事業申込書(別記第1号様式)及び水俣市ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書(別記第2号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書等)
- (2) 法人の概要を記載した書類
- (3) 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- (4) 法人の登記事項証明書及び役員一覧表
- (5) 印鑑証明書
- (6) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類

(ネーミングライツパートナーの決定等)

第13条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、速やかにその内容を審査する。

- 2 市長は、前項の規定による審査結果について、水俣市ネーミングライツ事業通知書(別記第3号様式)により当該応募者に通知し、契約に係る必要な事項について協議を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による協議が整ったときは、当該優先交渉権者とネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、ネーミングライツを導入しようとする施設が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者に管理を行わせている施設であって、応募者が当該施設の指定管理者であるときは、当該指定管理者を優先交渉権者として決定するものとする。

(ネーミングライツ料の納入等)

第14条 ネーミングライツパートナーは、市長が指定する期日までに、年度ごとに当該年度に係るネーミングライツ料(ネーミングライツパートナーからその対価として納入される金銭をいう。以下同じ。)を一括で納入し、又は物品等又は役務を提供しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、納入方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(ネーミングライツ料の還付)

第15条 既に納入したネーミングライツ料は、還付しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定によりネーミングライツ料を還付するときは、当該ネーミングライツ料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

- (1) ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等があったとき。

- (2) 市長が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。
- (3) 市長が指定する期日までにネーミングライツ事業に係る物品等又は役務を提供しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業に支障があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの決定を取り消したときは、水俣市ネーミングライツ事業決定取消通知書（別記第4号様式）によりその旨を当該ネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに施設等を原状回復するものとし、その必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。
（ネーミングライツパートナーの責務）

第17条 ネーミングライツパートナーは、施設や敷地等に看板等を設置して愛称を表示しようとするときは、当該看板等に関し、一切の責任を負うものとする。

2 ネーミングライツ事業により施設や敷地等に設置した看板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じたときは、ネーミングライツパートナーの責任及び負担により解決するものとする。

3 ネーミングライツの権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

4 事故等によりネーミングライツ事業により施設や敷地等に設置した看板等に破損等が生じたときは、ネーミングライツパートナーの負担において修復しなければならない。ただし、市の過失により破損等が生じたときは、ネーミングライツパートナーと費用負担について協議するものとする。

5 ネーミングライツパートナーは、愛称の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

（ネーミングライツ審査委員会）

第18条 ネーミングライツ事業の導入に関する審査等をするため、水俣市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 導入の可否に関すること。（公募型に限る。）
- (2) 募集要項等の決定に関すること。（公募型に限る。）
- (3) 応募者の審査に関すること。
- (4) 優先交渉権者の決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の導入に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる場合に開催するものとする。

- (1) 新たにネーミングライツを導入しようとするとき。
- (2) ネーミングライツに疑義が生じ、必要があると認めたとき。

（委員会の組織）

第19条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名したものの者をもって充てる。

4 委員は、総務企画部長、施設所管部局長、施設管理課長、財政課長、市長公室長の職にある者をもって充てる。

- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員会の庶務は、市長公室において処理する。

(秘密の保持)

第21条 市は、応募及び提案に関する内容については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

(次回の契約)

第22条 ネーミングライツパートナーは、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほかネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表 (第10条)

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更(施設看板、道路標識、バス停等)	—	○
新たな照明付看板設置等で生じた電気代	—	○
契約期間終了後の原状回復	—	○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	—

水俣市長 様

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

水俣市ネーミングライツ事業申込書

以下のとおり、水俣市公共施設等に係るネーミングライツパートナーに応募（提案）します。

1 対象施設		
2 希望契約期間		年 月 日～ 年 月 日
3 ネーミングライツ料希望額		(年額・税抜) 円
4 物品等又は役務の提供内容		
5 希望愛称	案1	
	案2	
	案3	
6 付帯提案 ※ネーミングライツ料のほか、提供する付帯提案がある場合		
7 確認事項 ※内容を御確認いただき、□にチェックしてください。		<input type="checkbox"/> 申込みに当たっては、水俣市ネーミングライツガイドラインを遵守します。 <input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納付状況について市が調査を行うことに同意します。 <input type="checkbox"/> 命名に起因する損害賠償請求が行われた場合は、自らの責任において解決します。
8 担当者連絡先	役職	
	氏名	
	TEL	
	E-Mail	

【添付書類】①国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等）

②法人の概要を記載した書類

③定款、寄付行為その他これらに類する書類

④法人の登記事項証明書及び役員一覧表

⑤印鑑証明書

⑥前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類

⑦（様式2）水俣市ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書

年 月 日

水俣市長 宛

所在地
名称
代表者氏名
印

水俣市ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書

弊社は、水俣市ネーミングライツパートナーの申込みを行うに当たり、下記の事項に関し該当しない旨及び申請に関して提出した一切の書類について、その内容等に虚偽の記載がないことを誓約いたします。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 水俣市から入札参加停止措置を受けているもの
- (3) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- (6) 公序良俗に反する事業を行う団体
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- (9) 指定管理者制度を導入している施設にあつては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (10) その他、本市のネーミングライツパートナーとして不相当と認められる団体

以上

所在地：
団体名：
代表者職氏名：

水俣市長

水俣市ネーミングライツ事業審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業について、以下のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 審査結果 優先交渉権者・優先交渉権者次点・不採用
- 2 対象施設等 (名称)
(所在地)
- 3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 ネーミングライツ料 (年額・税抜) 円
- 5 愛称
- 6 付帯提案
- 7 その他

優先交渉権者との契約締結とならなかった場合は、次点順位の応募者へ 年 月 日までに通知し、契約に必要な事項について協議を行うものとします。

以上

第4号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

水俣市長

水俣市ネーミングライツ事業決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定したネーミングライツ事業について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 取消理由

2 対象施設等 (名称)
(所在地)

以上